

## I. 知事

### 1) 「今後の県財政と重点施策について」

まず、知事にお尋ねします。年明けに執行予定の岐阜県知事選挙を控えています。知事は四期目への挑戦を既に表明されました。実は私は四年前にも、三選立候補を直前に控えた古田知事に会派を代表した質問を行っています。政党として民進党も推薦していますが、知事選挙に向けた公平さを意識しつつ、かつ二元代表制のカウンターパートナーとして緊張感を持ちながら、これまでの三期12年を検証し、今後の県政運営についての考え方を確認したいと思いません。

さて古田知事も述べられるには、最初の四年間は裏金問題への対応、次の四年間は緊急財政再建期間で思った政策ができなかった、今期の四年間でようやく自らの考える岐阜県づくりに本格的に着手できたとのこと。それではこれからの四年間はどうなるのか。どなたが知事を務められても同様と思いますが、少子高齢化や厳しい財政状況など、地方を取り巻く環境は難しさを増しています。

来年度の地方財政計画を巡って、国の財政制度審議会で歳出額が「毎年1兆円ほど過大」との試算を財務省が示し、交付税の抑制を図るべきとして総務省に見直しを求める提案しました。総務省は交付税を巡って来年度予算の概算要求で今年度当初より7307億円多い、16兆118億円を要求しており、これは税収の伸びの鈍化で前年度からの繰越金が期待できないためとしています。財務省の要求には自治体からの反発もありそうですが、来年度予算編成では地方交付税、ひいては地方財政そのものにも見直しが迫られそうです。一方で、高齢化の進展や医療の高度化などから医療・介護の分野を中心に社会保障関係費は更なる増加が予測され、さらに子育ての支援、生活自立支援など行き届いていなかった分野のニーズも高まっています。負担と給付のあり方の見直しも迫られながら、充実と持続可能性の両立を目指した難しいかじ取りが迫られています。加えて、県民のニーズも高い防災対策、「朽ちるインフラ」として懸念されている社会的インフラの補修や維持管理、学校教育、人口減少、超高齢化、抜け出せないデフレ、雇用の悪化と格差の拡大、さらには社会の分断と、難問山積のなか海図なき航海に漕ぎ出さざるを得ない、というのがこれからの岐阜県政、というより全国ほとんどの地方自治体の姿と思います。そうであっても首長、すなわち知事のかじ取りは重要です。

そこで知事にお尋ねします。

Q 1) 地方財政が厳しくなることが予測されるなか、来年度の財政見通しをいかがお考えでしょうか。

Q 2) 社会情勢の変化を考慮して、来年度以降、特に力を入れて取り組むべき施策をいかがお考えでしょうか。

① 今後の県財政と重点施策について

1) 来年度の財政見通しと来年度以降の重点施策について

答弁：知事

午前中に御答弁させていただきましたが、本県の財政状況は、一連の行財政改革の取り組みにより、持続可能な財政運営に道筋がつきつつあるという状況でございます。

こうした中で、本年8月に総務省が示した来年度の地方財政収支の仮試算によれば、地方の一般財源総額は、前年度と同額を確保するというふうにされておりますことから、その通りであれば、一定のやりくりにより、何とか来年度の予算編成を行うことは可能であるというふうに考えております。

一方で、国においては、ご指摘もありましたが、地方財政には余力があるとして、地方の一般財源総額を削減しようとする動きもございます。

こうしたことから、国の来年度予算編成における地方の一般財源論議を注意深くフォローするとともに、一般財源総額をしっかりと確保すべき旨を強く主張してまいりたいと思っております。

その上で、今後とも、持続可能な財政運営に意を用いながらも未来に向けた投資を行うなど、本県としてメリハリの利いた予算編成に心掛ける必要があると考えております。次に、来年度以降、特に力を入れて取り組む施策につきましては、大きく次の3つの柱で推進してまいりたいと考えております。

まず、「本県を支える人づくり」といたしましては、産業人材の育成のため「かみがはら航空宇宙博物館」、「モノづくり教育プラザ」、「産業人材育成センター」等を整備し、若い世代から就労者まで切れ目なく支援するほか、農業の担い手確保では、相談から就農・定着まで一貫して支援する「岐阜県方式」を進め、さらに他の産業分野にも、この方式を広げてまいりたいというふうに考えております。

また、人口が減少する中でも、地域の活力を維持できる人材を確保するため、本県に就職を希望する大学生を支援するなど移住定住策を強化してまいります。さらに、子育て支援の拡充や女性の活躍支援センターにより、女性が子供を産み育てやすく、働きやすい環境づくりを推進してまいります。

次の柱であります「地域の魅力づくり」では、研究開発と技術支援機能を集約・強化する「モノづくり拠点」や「食品科学研究所」の整備を進めるほか、関ヶ原古戦湯や地歌舞伎など歴史文化を活かした取組みの推進、清流長良川の鮎など、本県の「世界に誇る遺産」を活用した誘客、飛騨牛や富有柿などの売れるブランドづくり100年先を見据えた森林づくりなどに取り組んでまいります。

さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向け、飛騨御嶽高原高地トレーニングエリアの充実を図るなど、スポーツ立県に向けた取り組みを強化してまいります。

最後の柱であります「暮らしの安全・安心」では、医療や介護の人材確保や、障がい者の就労支援を進めるとともに、いわゆる生活困窮者への支援を充実するほか、建物の耐震化を促進するなど防災対策を強化するとともに、災害に強いインフラ整備などを進めてまいります。

## 2) 「事務事業の評価と見直しについて」

続いて、知事に「事務事業の評価と見直し」についてお尋ねしたいと思えます。前定例会で私たちの会派代表の伊藤県議の質問に対するご答弁で、県の事務事業の見直しをする体制を大きく変えると表明されました。「来年度は、財政、人事、行革といった組織からなるチームを編成し、財政的な見地や組織、人事配置、仕事の進め方といった観点から見直しを行っていききたい」ということで、向こう5年間にわたる改革の方向性について「組織横断的な新たなチームをつくり、全庁的に見直す」ということかと思えます。県民にとって納得がいく、質の高い効率的なサービスが、職員の過度な負担がなく行われるよう望みます。

見直す一方で、事後的に評価をする仕組みをさらに深めることも必要かと思えます。事務事業のPDCAサイクルを回すためには、当然、C=チェック、つまり事後評価は必要で、県庁内での評価や議会としての評価は行っていますが、外部評価の一層の活用も重要と思えます。平成17年度の政策総点検の際に、「県民生活に直接関係するもの、事業実施の可否について県民の目線で点検を要するもの、外部の視点で効果を測定する必要性の高いものなどを中心とした事務事業を、NPO等からの公募も含めた第三者組織によって評価をする」としましたが、現在はどうか。

第三者の目というのは依然として重要です。静岡県で先ごろ実施された「ふじのくに士民協働事業レビュー」を見学する機会がありました。もう8年も続けている、県民参加のいわゆる事業仕分けです。県政事業のうち県民の関心が高いと思われるものや、県民の意見を反映させたほうがよいものに絞って、大学生を含めた一般の県民が自ら考えながら検証するもので、今回は人口減少対策に関わる四つの事業を対象に行われ、公開の場で施策や事業の見直し、効果の大小など意見や評価をもらっていました。こうした住民の事務事業評価は、議会の役割と被るところがあり、県議会からは当初指摘の声があったということですが、住民による事務事業評価の論点や結果は議会審議にも参考になることが多く、議会にとっても民意をとらえる機会の一つとして有意義なものと思われれます。

県民参画の事務事業評価は、県政の限られた事務事業に絞るものであっても、県民の岐阜県政への関心を深めてもらう機会になり、県に対する愛着や自治の意識を高めることにもつながると思います。岐阜県もこうした事務事業評価を内部や議会にとどまらず県民参画で行ってみてはいかがでしょうかと思います。

イベントのあり方についても確認したいと思います。今年も秋に「第70回全国レクリエーション大会 in 岐阜」と「第19回全国農業担い手サミット in ぎふ」という全国的な催しが岐阜県内で開催され、事務から会場での現場作業に至るまで関係者、特に県職員のご尽力によってつつがなく行われたことは感謝を申し上げます。特に「全国農業担い手サミット」は、不透明な先行きになるTPP交渉のなか、国際競争にも勝ち残れるような農業の姿を模索する担い手の皆様を全国に発信できたことと思います。

とは言うものの、これまでも県議会で指摘があったように、イベントのたびに担当課以外の職員にも一時的とはいえ任務が課せられ、通常業務の負担になったことも否定できないと思います。この先、再来年（平成30年）には「アジアジュニア陸上競技会選手権」が、平成32年には「全国健康福祉祭・ねんりんピック」の開催が予定されています。国際的な、全国的なイベントとはいっても、これらについても事前、事後評価は行えないのでしょうか。またそもそも、こうした全国のイベントを県内で開催するにあたって、決定のプロセスはどうなっているのでしょうか。内定してから初めて県議会に事業予算案が提出されるというプロセスでは、議会の審議の余地がないように思われます。

「ねんりんピック」では誘致についての説明が委員会でありましたが、候補地として手を挙げる前の段階で、極力、委員会などで説明をされるべきと思いませんし、事前の評価を行ってより効率を高めてはいかがでしょうか。

そこで知事にお尋ねします。

Q 1) 県民参画の事務事業評価について、岐阜県として一層取り入れてゆくお考えはございますか。

Q 2) 全国的なイベントについて、事務事業評価をどのようにされるお積りですか。またこれから開催されます「アジアジュニア陸上競技会選手権」等の全国イベントは、どのような過程を経て開催を決められたのでしょうか。

## ② 事務事業の評価と見直しについて

### 1) 県民参画による事務事業評価について

答弁：知事

私が知事に就任した直後に「政策総点検」を行っておりますが、その際「現場主義」・「対話重視」を柱に、県民参画による事務事業見直しを実施致しました。その後も同様の考え方で一連の行財政改革に取り組んでまいりました。

具体的には、各界各層の代表や県民の皆様からなる検討会議を始めとして、各地域における分科会の開催、パブリックコメントの実施などを通じ、広く意見交換を重ね、これらを政策、施策に反映してまいりました。

そこでご指摘の事務事業の見直しでございますが、毎年度の予算編成の中で、事業の廃止やスクラップアンドビルドなどを行ってまいりました。来年度は財政、人事、行革といった組織からなる専任のチームを編成し、「事務事業の棚卸しプロジェクト」と銘打って、全庁的に取り組んでまいりたいと考えております。

このチームでは、部局横断的で県全体に影響が及ぶ、組織定数、予算編成、会計制度などの合理化、効率化を図ることとしており、その際、あわせて事務事業を点検し、必要な見直しを行ってまいります。

なお、このプロジェクトの実施にあたっては、『清流の国ぎふ』づくり推進県民会議において、ご審議いただく事としており、必要に応じて、さらに分科会を設けることなどの県民参画の仕様についても検討してまいります。

### 2) 全国的なイベントについて

答弁：知事

全国的なイベント実施についてでございます。これらの開催にあたりましては、県が推進する政策の方向性に合致しているか、県民運動として取り組むにふさわしい内容のものであるか、そして、開催を一過性なものとならず、その後の政策展開にいかにつなげていくかなどについて、吟味、検討して誘致してき

ております。

それに加え、開催にあたっては、先催県の実績をそのまま踏襲するのではなく、岐阜県らしいオリジナリティーにあふれた、特色ある企画を打ち出し、岐阜県の魅力を大きくアピールするよう努めてまいりました。

例えば、「ぎふ清流国体・清流大会」では、スポーツを通じた地域振興の機運を高めるため、全市町村をつなぐ炬火リレーを実施したほか、民泊により選手団を受け入れるなど、県民総参加の大会となるよう企画いたしました。

また、今年の「全国育樹祭」では100年先を見据えつつ、次の世代へつなげる森林づくりを進めるため、皇太子殿下にお手入れ行事として初めて間伐を行っていただくとともに、大人・子供が一緒になった木曳き隊が全県を巡回するなどの、新機軸を打ち出しました。

さらに、イベント開催後は、これを契機に導入した政策を持続的に展開してきております。例えば、「全国豊かな海づくり大会」の開催を契機に、「森・川・海」のつながりの中で、魚つき保安林の指定など環境保全を強化するとともに、学校や地域において、いわゆる「水育」を進め、清流を守り続ける意識を広く県内に浸透させてまいりました。こうした努力が、今年の「清流長良川の鮎」の世界農業遺産認定につながりました。

また「全国レクリエーション大会 in 岐阜」の開催を契機に、県民挙げての健康づくりへの機運を醸成し、来年以降のオール岐阜でのレクリエーション大会の開催、そして、その延長線上に2020年のねんりんピッグを迎えることとしております。

加えて、「全国農業担い手サミット in ぎふ」では、ユニークな就農支援として、いわゆる岐阜県方式を充実させるとともに、「就農応援隊」を設立するなど、これまた県内各地で地域を挙げて新規就農者を応援する体制を整備しました。

さらに申し上げれば、現場経験が少なくなりがちな県職員にとっても、イベント業務に携わることは参加者や関係者との調整能力や、企画力・発信力を身に着けることのできる良い機会ではないかというふうに考えているところでございます。

今後、ここ2、3年は、大きなイベントを開催する予定はありませんが、ご指摘の2018年の「アジアジュニア陸上競技選手権大会」に関しましては、本県の若手選手たちがアジアジュニアの最高峰となるこの大会を目指し、さらにその先の2020年東京オリンピックに羽ばたいていく絶好の機会と考えたことから、関係者ともご相談のうえ、誘致した次第でございます。

再質問)

イベントの開催決定公表の前に、県議会への説明や報告を行い、審議を行うことも必要だと思うが、どうか。

再質問に対する知事の答弁)

ひと口にイベント誘致と言いましても、様々なレベル、様々なケースがあることについてはご理解いただきたいと思うわけでございます。すなわち、中には、皇族などの御臨席を賜ることから、誘致の選考過程において明らかにできないものもございますし、あるいは、主催者側の方針で、開催の内定や決定に先立って誘致の意向を明らかにできないものもございます。

ただ、そういう事ではあります。原則論として、全国的なイベントを新たに誘致する場合には、できる限り、県議会や県民の皆様にも前広にオープンにしたいというふうに考えております。

## II. 商工労働部

### 3) 「AIの普及状況及びAIを活用する企業への支援について」

続いて商工労働部関連の質問となります。まずAI＝人工知能に関わる質問です。「日本再興戦略・改定2015」にも、AIはIoT＝モノのインターネットやビッグデータとともに三本の柱に位置付けられています。

AI自体は新しい概念ではありません。60年ほど前に用語としてあらわれ、コンピューター関連だけでなく、電気機器の制御などでも日常生活の中にも入り込んでいます。それがここ一、二年、将棋、囲碁でAI＝人工知能コンピューターが人間に勝ったといったニュースで、改めて注目されています。携帯電話や掃除機など身の回りにある電気機器を制御する特定分野のAIから、論理的な複雑な思考でも人間の知能を凌駕するようなAIを様々なICT技術と組み合わせ、新たな成長につなげることが期待されています。

人口減少の時代、成長をもたらす源泉は、AIのような技術の進歩＝イノベーションです。そして地方経済においてもイノベーションを生み出す力が必要です。県内企業、技術者、そして産業教育でもAIの裾野を広げることが必要と思われ。例えば、医療・介護・ヘルスケアの分野でのAIの拡大は、電子カルテをはじめ、ビッグデータと組み合わせられて患者や要介護者への健康管理から疾病予防、調剤、副作用やアレルギーといった情報を元に、効率や安全性を向上させる可能性があります。また、このことは医師や看護師、介護士が患者や要介護者に向き合える時間を広げることにつながります。先日、国立がん研究センターがAIを使ったがん医療システムの開発プロジェクトを始める

と発表しましたが、個々の患者にとって最適な医療の提供や医療過誤の抑止にも期待されるということです。また、観光の分野では、外国人観光客にとっての壁の一つが日本語と考えられたことから、AIを活用した翻訳が広まれば、外国人観光客がさらに増える可能性もあります。そのほか、伝統産業における匠の技でさえ、AIを活用して再現できるかも知れませんし、航空宇宙産業では、極めて高い精度が要求される部品の製造から製品管理にも役立つと見られます。県内で成長が期待される産業で、AIが可能性を広げることが期待されます。

一方、AIによる雇用の変化が、懸念も含めて語られています。英国の調査ですが、10年から20年後にAIの進歩でコンピューターによって置き換えられる可能性の高い職業として、多くの身近な職が挙げられています。産業の環境が現在とは激変し、多くの雇用が消滅することへの警鐘が鳴らされています。

以上のような観点で、イノベーションへの期待と、雇用への懸念という両面を踏まえながらお尋ねします。

商工労働部長にお尋ねします。

Q) 県内でのAIの普及は、どのような状況と認識していますか。また、県内企業に対し、AIで新分野に参入しようとする動きの支援や、AIを業務のなかで扱うことができるような支援は、いかがお考えでしょうか。

③ AIの普及状況及びAIを活用する企業への支援について

答弁：商工労働部長

人工知能、AIは、将来、様々な産業分野の生産性や付加価値の向上に大きく寄与すると期待されておりますが、県内の中小企業においては、こうした最新技術の導入は、現時点では進んでいないのが現状でございます。

このため、業界団体とともに岐阜県ITものづくり推進ラボを立ち上げ、先ずはソフトピアジャパンを中心にAIに関する様々なセミナーを開催するなど、その普及啓発に努めております。

また、推進ラボのメンバーである岐阜大学では、来年度IoT分野の人材を育成する知能理工学専攻と併せ、産学官連携、共同研究、相談等を行う知能科学研究センターが新設予定であり、これらとも連携した企業支援を進めてまいりたいと考えております。

こうした活動を通じて、AI、IoTの活用に向けた中小企業モデルを創出し、県内企業への普及に努めてまいります。



#### 4) 「白山を活用した観光振興について」

続いて、観光について。白山、そして白山文化に関わる観光についてお尋ねします。

ちょうど来年2017年は、泰澄上人が717年、元号でいうと養老元年に白山を開山して1300年を迎えます。これに先立って平成25年、第三回定例会の一般質問で、私は「自然への畏敬」や「伝統文化の尊重」そして「信仰など精神性」といった「心」をキーワードとした観光資源として、白山、そして白山文化に関わる観光を提案しました。この年、隣の三重県では伊勢神宮が二十年に一度の式年遷宮を迎え、たいへん盛り上がりを見せていました。

観光の一つの要素として伝統文化や精神性への関心があります。そしてこうした要素はシニア層にアピールしやすく、商業的な価値にもつながります。県内にも伝統文化や精神性のある観光資源は数ありますが、長い歴史と過去に栄えた文化、そして豊かな自然とエリアの広さを考えると白山は非常に魅力があります。

中世の日本で、山岳信仰、修験道として白山信仰は大変栄え、全国に広がりました。白山三馬場の一つであった今の長滝白山神社は、30以上の堂と360もの坊を数える繁栄を誇った時期もありましたが、明治維新の廃仏毀釈で衰退しました。

しかし歴史、文化、精神性は随所に残っており、周辺は温泉や名勝も多く、さらには白山白川郷ホワイトロード＝旧白山スーパー林道といった観光インフラもあります。岐阜県と同じく白山を擁する石川県、福井県とも連携して広域的な観光資源としての期待が寄せられるところです。

観光国際局長にお尋ねします。

Q) 白山開山1300年にあたって、岐阜県としての白山に関わる観光振興を、いかがお考えでしょうか。他県との連携などの点についてもお聞かせください。

#### ④ 白山を活用した観光振興について

答弁：商工労働部長

白山開山1300年となる平成29年は、白山観光をPRする大きなチャンスと考えております。

白山の観光振興につきましては、岐阜県、石川県、福井県および白山周辺の14市村等から成る「環白山広域観光推進協議会」で取り組んでおります。そ

ここでは、白山登山はもちろん、白川郷や温泉、神社仏閣、まつり等、周辺の様々な観光資源を有機的に結びつけ、「プラチナルート」として主に関西圏や中京圏でPRしてまいりました。

節目となる来年度は、白山と周辺の魅力を紹介するガイドブックの全国での販売、フォトコンテストの実施、モデルツアーの造成などにより、積極的なPRを展開することとしています。

また、白山周辺には、長滝白山神社や郡上おどり、白鳥おどりを始め、白山白川郷ホワイトロードやスキー場など多くの観光資源がございますので、県しましても、郡上市など市村が行う記念行事に協力するほか、各種観光展での積極的なPRや、これら観光資源を周遊するツアーの造成など、誘客促進に努めてまいります。

### Ⅲ. 農政部

#### 5) 「TPP協定の発効が困難になったなかでの農業分野の対策について」

続いて現行のTPP協定＝環太平洋経済連携協定の発効が困難になったなかでの農業分野の対策についてお尋ねします。

トランプ次期アメリカ合衆国大統領が、TPP協定からの離脱を表明しているなか、TPP協定発効を前提に進められてきた様々な関連事業の行方が注目されています。政府は、15年度補正、16年度当初、同年度補正の3回、計1兆1906億円をTPP協定関連予算と位置づけてきました。これらには海外市場を開拓する企業の後押しや、海外企業の参入が見込まれる国内市場の活性化策のほか、農業の体質強化や知的財産保護など幅広い事業が含まれています。

私たち民進党としては、TPP協定については、わが国の成長を押し進めるために必要な枠組みではあるという基本認識のもと、国益や消費者の視点から、どのようなメリットが得られ、また、守られなければならないものが守られているか、その中身をしっかりと検討し、見極める必要があるとして臨んできました。しかし現行のTPP協定を検証すると、攻めるべき分野で十分なメリットがとれていなかったばかりか、守られなければならない分野で相当の譲歩を余儀なくされていたというのが実情ととらえ、国益が損なわれているとの見方をしています。

先月末、民進党のプロジェクトチームは、TPP協定関連予算が妥当かどうか検証する作業を始めました。TPP協定が発効しなければ不要になる、あるいは縮小してもよい予算があるのではないかという切り口ですが、TPP協定

の発効可否に関わらず、重要な予算も含まれているのでは、という観点もあります。

そこで今回は、県がTPP協定発効を見据えた事業としているものの中で、農業関連の事業について問いたいと思います。

TPP協定関連事業としては、企業の海外進出支援といった経済面のものもありますが、岐阜県の事業を見た場合、もっとも多いのは農業分野であり、今年度当初予算事業で見ますと140億1006万円がTPP協定関連としてまとめられて挙げられています。これらには、▼売れる農畜水産物づくりとして生産から販売までを見据えた戦略的な産地づくり29億6260万円、▼住みよい農村づくりとして農業・農村の多面的機能の維持・増進24億7431万円と、額の大きいものや、▼新規就農者の営農定着に向けた支援の充実9億3471万円、▼農畜水産物の販路拡大として県産農畜水産物のグローバル展開として9367万円など、話題性のあるものも含まれています。

日本農業の国際競争力は全体的に見ればまだ不十分と言ってよく、一層の競争力強化は必要で、食料安全保障や農山村の地域社会や人口、自然環境を保つ目的も必要です。これらの事業がTPP協定関連事業となっているものも多いので、一連の事業について何が必要か、一定の検証を求めて質問します。

農政部長にお尋ねします。

Q) これまで県としてTPP協定関連事業として取り組んできたもののうち、現行のTPP協定発効が事実上不可能となったことで見直す事業はあるのでしょうか。そして来年度予算編成に向けて、現行の事業をどのようにしてゆくお考えでしょうか。

⑤ TPP協定発効が困難になった中での農業分野の対策について

答弁：農政部長

平成25年7月のTPP交渉への参加に際し、県内の農業関係者からは不安や懸念の声が上がりました。

このため、県では、その直後に農業関係者などからなる「岐阜県農畜水産業活性化協議会」を立ち上げ、本年2月まで計8回にわたり幅広くご意見をお聞きしてまいりました。その際に、出席者からは「TPPがあろうがなかろうが、農業を取り巻く環境が厳しいことには変わりはなく、県には強い農業づくりの推進を期待する」とのご意見が多数寄せられたわけでございます。

こうしたことから、TPPの発効如何にかかわらず「国際化にも対応した強い農

業づくり」を引き続き推進していく必要があると考えております。このため、新規就農者の育成や農地集積・法人化による担い手の経営力向上、飛騨牛・鮎などの海外での販路開拓、さらには食味の良い米や霜降り豚肉など 特色ある農産物の生産拡大等について、引き続き必要な予算を確保し、競争力 確保に取り組んでまいります。

#### IV. 健康福祉部

##### 6) 「今後のがん対策の取組みについて」

続いて社会保障分野の質問に移ります。まず、がん対策について。現在開かれている臨時国会でがん対策基本法の改正が審議されており、今国会で成立するものとみられています。そしてがん対策推進基本計画についても今年度集中的な討議が行われており、今年度末には次期計画の骨子案の提示がなされ、来年度には閣議決定される見通しです。社会情勢と人口構造の変化、がん治療の進歩、そして患者とその家族のQOL＝生活の質の尊重といった社会的ニーズの変化などから、がん対策の政策も新たな局面に入っています。

現在、厚生労働省で検討されている第三期のがん対策基本計画では、去年策定されたがん対策加速化プランに基づき、「予防」「治療・研究」「がんとの共生」を3本の柱としているそうです。予防ではがん検診、精密検査の受診率向上に向けたインセンティブを検討しているほか、治療・研究ではゲノム医療や小児・AYA世代のがん対策、そしてがんとの共生では緩和ケアの底上げと充実、患者の療養生活の最終段階における把握といった項目が挙げられます。また、全国がん登録が進むことによって、がんの地域的な特徴がより明確になることから、データに基づいた地域単位でのがん対策という視点も重要としています。

よく言われますように、わが国における死因別死亡率の一位は1981年以来、がんであり、日本人の2人に1人が生涯のうちにがんにかかり、そして約3人に1人ががんで死亡するという時代ですが、医療の目覚ましい進歩から、がんの5年総体生存率は全体として上昇しています。こうしたなか、先ほど挙げた三つの柱のうち「予防」「がんとの共生」は、自治体が直接取り組む政策として重点課題の一つと言ってよく、今後の岐阜県政のなかでも、こういった政策・対策に取り組まれるか関心が集まるところです。

そこで、まず知事にお尋ねします。

Q) がん対策基本法や国のがん対策推進基本計画が改正・改定されますが、今後、岐阜県として特に力を入れるべきがん対策について、いかがお考えでしょうか。また、がん対策は健康福祉部以外の部局に含めた取り組みになりますが、部局横断的ながん対策のあり方、体制についてご所見をお聞かせください。

⑥ 今後のがん対策の取組みについて

答弁：知事

本県では、毎年がんで約6000人の方々が亡くなっておられます。死亡原因の第1位ということでございます。今後も高齢化の影響によりがんの罹患数、あるいは死亡数とも増加することが見込まれておりまして、がん対策は、まさにご指摘のように喫緊の課題でございます。

本県では現在、平成25年度から第2次岐阜県がん対策推進計画を制定しておりまして、その下で関係機関と連携したがん予防、早期発見、がん医療の充実など進めてきております。その進捗状況につきましては、外部有識者の方を含む岐阜県がん対策推進協議会において、逐次確認、評価をいただいているところでございます。

これまで、同協議会において指摘された課題は、「がんの予防」に関する点と、がん検診の受診率が県計画の目標値から乖離しているということ、「がんとの共生」というテーマに関しましては、働く世代のがん患者への就労支援が十分でないということでございます。

さらに、「体制」ということで、現在の学校におけるがん教育では、がんそのものやがん患者に対する正しい認識を深めるには不十分であるということなどが指摘されてきております。

こうしたことを踏まえて来年度第3次岐阜県がん対策推進計画を制定することになっているわけですが、この3点において特に力を入れていきたいというふうに考えております。

当面検討しております具体的な取組みとしましては、第1点目のがん検診の受診率向上でございますが、生命保険会社などの民間企業と連携をし、がん検診の啓発を進めるほか、今後、がん検診の受診率向上に積極的に取り組む市町村の支援、優良事例を県内市町村にも紹介する取組みなどを推進してまいります。

2点目のがん患者の就労支援でございますが、企業の人事担当者向けセミナーにおいて、新たながん患者の就労に関する理解を求める取組みを行うほか、ハローワークと連携した相談支援などを充実させていきたいと考えております。

3点目の学校におけるがん教育についてであります。教育委員会と連携をした小学校、中学校、高等学校におけるがん教育の実施に際し、がん治療の専門家やがん経験者等の外部講師の活用が図られるような体制づくりに取り組んでまいりたいと思っております。

以上につきましては、議員ご指摘のとおり、部局横断的な取組みが重要でございます。このためまずは、健康福祉部をはじめとして、商工労働部や教育委員会など県庁内関係部局間の連絡会議を早急に立ち上げ、第3次推進計画の検討も含めて、実効性のあるがん対策を進めてまいりたいと思っております。

#### ⑦ 白血病対策としての骨髄ドナー登録の推進について

答弁：健康福祉部医療保健担当次長

ドナー登録は満55歳の誕生日で取り消しとなることから、新規のドナー登録を増やす取組みが必要であり、特に若年世代への働きかけが重要であると考えております。

このため県では、市町村のイベントにおいて若者を対象としたドナー登録会を開催し、登録機会の増加を図るとともに、高校や大学における、元患者やドナー経験者を講師とした講演会の開催支援や、啓発グッズの配布などに取り組んでいます。

また、新規のドナー登録を増やすためには、会社員に対する働きかけも重要であり、県では商工会等を通じて企業等にドナー休暇制度の創設を依頼するとともに、社員が休業した損失を市町村が助成する制度を活用できる場合があることを周知する予定です。

今後は、若年世代については、大学におけるドナー登録会を開催するなど登録機会のさらなる拡大に取り組むとともに、働く世代の方々については、ドナー休暇制度の普及による登録しやすい環境づくりなどにより、ドナー登録者の増加に努めてまいります。

#### ⑧ 健康格差について

##### 1) 雇用形態の違いを考慮したがん検診受診の実態把握について

答弁：健康福祉部医療保健担当次長

がん検診は、がんを早期に発見し、適切な治療につなげることで、がんによる死亡率の減少に有効であるとされています。国の報告書では、市町村のがん検診は健康増進法に基づく一方、企業等におけるがん検診は法的な位置づけが明確でないとされており、正規、・非正規を問わず働く世代の方々のがん検診を

受診する機会が十分に確保されているとは言えないと考えております。

このような考え方のもと、県では企業におけるがん検診の実態を把握するため、今年度県立看護大学と連携して、県内約500の企業を対象に、アンケート調査を実施しているところです。

この結果を踏まえて、まずは、がん検診の必要性等に関する事業所向けリーフレットを作成し、正規、非正規を問わず啓発に努めてまいります。また、雇用形態の違いによるがん検診受診の実態については、本調査の結果をもとにさらに検討をすすめてまいります。

## 2) 子どもの貧困等広い意味での健康格差の実態把握と対策について

答弁：健康福祉部医療保健担当次長

広い意味での健康格差となる要因としては、年齢、性別、居住地域、社会的な地位などが挙げられると承知しています。

特に経済的な要因と健康に関する格差については、多くの研究者により調査研究がすすめられており、調査によっては健康への影響を示唆する報告もあると認識しています。

このような状況を踏まえ、第3次岐阜県食育推進基本計画のフォローアップの中で、高齢者世帯を対象に世帯構造や社会的背景の違いが食生活に与える影響などの実態把握ができないか検討してまいります。

この他、来年度には「第2次ヘルスプランぎふ21」を改訂することとしており、この検討において、社会経済的背景と健康との関連について、有識者から意見を伺い、対応を検討してまいります。

## ⑨ 精神医嶽の今後について

### 1) 円滑な地域移行を図るための取組みについて

答弁：健康福祉部医療保健担当次長

入院中の精神障がい者が、退院して地域で安心して暮らしていくためには、医療・福祉関係者や患者家族等が協力しつつ、進めていく必要があります。そのため、県としては、精神障がい者の退院支援を行う関係団体が連携を図るため、保健所ごとに地域移行推進会議を設置しています。また、入院患者やその家族らに対して、ピアサポーターによる退院後の生活などに関する相談支援を行い、患者の不安などに対応するための取組みも行っています。

入院中の精神障がい者の地域生活への移行の取組みの目標としては、岐阜県障害者総合支援プランにおいて、平成29年度に、入院後3か月経過時点の退

院率を64%、入院後1年経過時点の退院率を91%としており、平成27年度は、それぞれ、58.5%、85.6%となっています。今後も引き続き入院中の精神障がい者の地域生活への移行支援に取り組み、2平9成年度の目標達成を目指してまいります。

## 2) 精神医療に關わる地域の受け皿づくりと患者の人権を守るための取組みについて

答弁：健康福祉部医療保健担当次長

本県の精神医療提供体制は、精神障がい者が社会生活を送ることができるよう、医療機関の機能分担と連携により、患者の状態に応じて必要な医療を受けられる体制の構築を目指しています。

また、地域移行後は、精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう支援する体制の構築が必要であると考えています。特に精神障がい者の人権を尊重するため、啓発活動、教育などに取り組み、その一環として「こころの健康フェスティバル」を毎年開催しています。

現在、国においては、医療計画の見直しに係る検討会や長期入院精神障害者の地域移行支援に係る検討会において、精神病床のさらなる機能分化や精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築が検討されているところです。県としましては、今後の国の検討結果を受けて、有識者などの御意見も聴きながら、精神障がい者を支える体制の充実について検討してまいります。

## 2) 精神医療に關わる地域の受け皿づくりと患者の人権を守るための取組みについて

答弁：健康福祉部医療保健担当次長

本県の精神医療提供体制は、精神障がい者が社会生活を送ることができるよう、医療機関の機能分担と連携により、患者の状態に応じて必要な医療を受けられる体制の構築を目指しています。

また、地域移行後は、精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう支援する体制の構築が必要であると考えています。特に精神障がい者の人権を尊重するため、啓発活動、教育などに取り組み、その一環として「こころの健康フェスティバル」を毎年開催しています。

現在、国においては、医療計画の見直しに係る検討会や長期入院精神障害者の



地域移行支援に係る検討会において、精神病床のさらなる機能分化や精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築が検討されているところです。

県としましては、今後の国の検討結果を受けて、有識者などの御意見も聴きながら、精神障がい者を支える体制の充実について検討してまいります。

## 12. 看護師養成に向けた県立看護専門学校の今後の在り方等について

答弁：健康福祉部医療保健担当次長

県立看護専門学校は、高い国家試験合格率や低額な授業料、県立病院での実習など魅力があり、臨床現場からは実践力に対する一定の評価を受けています。また、毎年百名近くが県立3病院をはじめ県内医療機関へ就業するなど、看護人材確保にも寄与しております。

一方で、教員の確保が困難となっていることや、校舎の老朽化の課題があることは承知しており、県立3病院の職員の割愛による教員確保や、その時々で必要な施設改修を行うなどの対応を行っています。

県立看護専門学校の今後については、県全体の施設整備方針や財政負担、地域の将来の看護師需要、看護師等教育課程の改正の動向などを踏まえる必要があると考えていますが、引き続き改修等に係る必要な予算措置や、県立3病院との連携強化による教員の確保に努め、看護師養成の役割を果たしていきたいと考えています。

### 1 1. 医療と介護の連携に関する市町村への支援について

答弁：健康福祉部医療保健担当次長

市町村は地域の医療・介護関係者が在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な支援を行う事業を、介護保険法の地域支援事業として平成30年4月までに実施することとされています。現在のところ県内全ての市町村で事業項目の一部が実施されておりますが、事業項目全てを実施している市町村は少ない状況です。この理由のひとつとして、市町村は地域の医療関係者との協働に困難を感じている場合があると推察しております。

このため、県では市町村と地域医師会等の関係団体が医療・介護連携に関する課題を協議する会議の設置などについて支援してきました。また ITC による在宅医療と介護サービスに関する情報共有のためのツールの開発などについても市町村を支援しています。

今後、平成30年4月までに全ての市町村で事業項目の全てを実施していただけのように、市町村からの個別相談への対応や在宅医療・介護連携の評価を行

うための指標を設定するなどにより支援を強化してまいります。

## 1 2. 困難を有する家庭での介護の実態把握と支援について

答弁：健康福祉部長

困難を有する家庭での介護、特に、認知介護につきましては、平成27年度に認知症の方210人の生活状況の調査を実施したところ、その介護者の8%に認知症症状が確認され、12%が日常生活に支援を要する程度の身体障害を有している状況でした。認知介護の場合、関係機関が、生活状況の変化に気付くことが遅れ、必要な時に適切なサービスを提供しにくいなどの課題があります。

そうした認知介護に伴う課題には、地域包括支援センターを中心とした、地域住民や介護事業所・ケアマネージャー等各関係機関が連携した日常の見守りや、個別相談などの取組みを推進していく必要があると考えております。

このため、県では、対策の優良事例や、支援方法を検討する地域ケア会議の持ち方等に関する研修会の開催、ケースワーカー等認知症の専門家派遣事業等を実施しており、今後も、こうした事業を通じて、困難を有する家庭への支援に取り組んでまいります。

## 1 3. 外国人介護人材の受入れについて

答弁：健康福祉部長

今年度、県内約700の介護事業所について行われた調査によりますと、約半数の事業所で、今後、外国人人材の受入を予定又は検討したいと回答されております。一方、受入に関する課題としては、語学能力のほか、「生活や文化との違い」「職場規範の理解や順守」など、職場環境への適応についての不安が多く挙げられております。

このため県としましては、こうした事業所の不安に対し、まずは文化の違いを踏まえた適切な指導方法等に関するセミナーの開催や、先進事例をまとめたガイドブックの作成など、受入環境整備に向けた支援を行ってまいります。また、こうした支援にあたっては、外国人技能実習機構など関係機関と連携を図り、外国人人材の受入状況を注視しながら、介護サービスの質の確保や介護職員の勤務環境などに留意して、取組みを進めてまいります。

## 1 4. 今後の人権政策について

答弁：環境生活部長

議員のご質問にもございましたが、障がい者に対する差別的思想を背景とする事件のほか一最近では、震災の被災者が避難先でいじめにあうといった信じ難い出来事も起きています。また、インターネット上の悪質な誹謗中傷や、性的少数者に対する偏見・差別による人権侵害など、依然として多くの課題があるのが現状でございます。

こうした状況の中、県では、障がい者差別や同和問題などのあらゆる人権問題に対応するため、県人権啓発センターを中心に相談体制を整えてまいりました。また、学校での人権教育や、行政職員を対象とした研修会の開催による地域の指導者養成にも力を入れているところです。

さらに、毎年12月4日から10日までは「人権週間」であり、全国各地で啓発事業が行われる中、県も先日、「人権啓発フェスティバル in ぎふ」を開催し多くの県民にご参加いただくなど、広く意識啓発を図っております。

今後も、様々な人権課題に隙間なく丁寧に対応できるよう、引き続き関係機関が連携して対応を図ってまいります。

## 15 清流の国ぎふ防災・減災センターの成果と今後目指すものについて

答弁：危機管理部長

清流の国ぎふ防災・減災センターの成果と今後について、お答えをいたします。

「清流の国ぎふ防災・減災センター」を岐阜大学と共同設置して以降、専門的知見に基づき、地域住民を対象とした「避難所運営指導者養成講座」や、「防災リーダー育成講座」、防災リーダーを対象とした、より専門的・実践的な講座「げんさい未来塾」、さらには、防災人材のネットワーク化を図る「げんさい楽座」など多様な研修・講座を開催し、現在まで約2,200人の方に参加をいただきました。

また、関東・東北豪雨や熊本地震などの現地調査を踏まえ、県内の市町村や企業などに技術的助言等を行ったほか、名古屋大学・岐阜大学・三重大学など東海4県の6つの大学のシンクタンクからなる「東海圏減災研究コンソーシアム」とも連携し、県民向けのシンポジウムを開催するなど、着実に実績を重ねていると考えております。

今後も、地域防災力の強化に資するよう、防災士の地域的偏在や企業における防災士の育成等の課題について、対応を検討するとともに、関係機関とのネ

ットワークを活用し、最新の知見に基づいた取組みを進めてまいります。

#### 16. 教職員定数の議論に対する見解について

答弁：教育長

はじめに、教職員定数の議論に対する見解について、お答えします。

本県では、少人数教育に加え、通級指導の充実、いじめ・不登校への対応、外国人児童生徒への日本語指導などについて、国の加配教員を活用して対応しているところです。こうした多様な教育を必要とする児童生徒数は、年々増加しており、加配教員のさらなる拡充が必要な状況です。

ご指摘のありました外部人材の活用につきまして、通級指導や外国人児童生徒への日本語指導は、いずれも正規の教育課程として位置付けられているため、免許状を所有する教員が授業を担う必要があり、外部人材による教員の代替はできないものと考えております。

従いまして、少子化に伴う児童生徒数の減少と外部人材の活用を理由に、加配を含めた教職員定数を機械的に削減することは、到底受け入れられるものではないと考えており、地域や学校の実情に応じた教育環境が充実されるよう、全国都道府県教育委員会連合会要望等、引き続きあらゆる機会を通して、教職員定数の改善を国に要望してまいります。

#### 17) 児童生徒の暴力行為について

##### 1) 小学生の暴力行為の増加の背景について

答弁：教育長

次に、児童生徒の暴力行為について2点ご質問がありました。はじめに、小学生の暴力行為の増加の背景についてお答えします。暴力行為の発生件数の増加や低年齢化は、全国的な傾向であり、本県においても小学校での発生件数は年々増加しております。その要因について調査したところ、現場の教員からは、自分の思い通りにいかなかったときの感情のコントロールができず、物や人に当たる子供が増えていることや、こうした行為を繰り返してしまう子供がいることなどが挙げられています。

その背景には、規範意識や倫理観の低下、人間関係の希薄化、家庭の養育に関わる問題や、映像等の暴力場面に接する機会の増加など、子供を取り巻く家庭、学校、社会環境の変化に伴う多様な問題があるものと考えております。

なお、本県の暴力行為発生件数が他県と比べて多いのは、各学校が子供の指導につなげるため、些細な行為も暴力行為として積極的に捉えた結果であると考えています。

## 2) スクールソーシャルワーカーの活用について

答弁：教育長

次に、スクールソーシャルワーカーの活用についてお答えします。

小学校における暴力行為には多様な背景があることから、その解決にあたっては、学級担任をはじめ全教職員が協力する校内体制を整えるとともに、スクールソーシャルワーカーをはじめとする部専門家の助言や援助を受けることも重要です。

現在、スクールソーシャルワーカーは、県内に9人設置し、福祉の専門的な知識を活用して、関係機関と連携して子供の生活環境の改善を図っています。また、子供の様々な悩みに対応するため、スクールカウンセラーをすべての小中学校に配置し、カウンセリングを実施しております。

今後は、スクールソーシャルワーカーを発生件数が多い学校へ重点的に派遣するなど、一層の活用を図ってまいります。あわせて、スクールカウンセラーの専門的知識を更に生かしていただくため、暴力行為に至る子供の内面の理解をより深めるための教職員への研修や、自身の感情をコントロールするための子供への指導を実施してまいりたいと考えております。

## 18. 学校における通級指導について

### 1) 高等学校における通級指導に向けた準備について

答弁：教育長

次に、学校における通級指導について2点、ご質問がありました。

はじめに、高等学校における通級指導に向けた準備についてお答えします。発達障がい等により、学習や生活において特別な支援が必要な高校生を対象とした通級指導の円滑な実施に向け、本県においても指導内容や実施形態などを確立していく必要があり、来年度からモデル事業を開始したいと考えております。

指導内容については、他の生徒と適切に関わるためのルールを身に付けたり、自分の思いを積極的に表現する力を高めたりするなど、コミュニケーションに関する授業を検討しております。

また、実施形態としては、支援を必要とする生徒が比較的多く在籍している学校において選択科目の一つとして学習する方法や、拠点となる学校において日曜日に開講する講座に、他校の生徒も参加する方法など、受講しやすい仕組みを考えております。

あわせて、専門性の高い教員を養成するとともに、生徒の状況や支援内容を中学校から引き継ぎ、卒業後の進路へと切れ目なくつないでいくシステムづくりにも取り組んでまいります。

## 2) 通級指導に対応できる教員の養成について

答弁 教育長

最後に、通級指導に対応できる教員の養成についてお答えします。通級指導を担当する教員につきましては、現在、県内の担当教員の約6割が5年以上継続して指導を行っており、そのうち、5割以上が特別支援学校教諭免許状を保有しております。

一方で、通級指導教室の設置数が年々増えていることから、新たに担当となる教員全員を対象に研修を実施してまいりましたが、今年度から2年目の希望者を対象としたステップアップ研修を加え、担当教員のレベルアップに努めております。

今後は、小中学校の教員が人事交流により特別支援学校で経験を積むことで専門性を向上させるほか、国立特別支援教育総合研究所が実施している長期研修へ計画的に派遣してまいりたいと考えております。

## 19) 高齢者が関わる夜間の交通死亡事故の抑止対策について

答弁：警察本部長

現在、岐阜県交通安全対策協議会の主唱による「トワイライト・オンキャンペーン」を県警察としても推進しているところではありますが、本年におけます夜間の交通死亡事故状況を分析いたしますと、議員のご指摘にもありましたように、車両側は全てロービームの状態でしたが、また、歩行者側はほとんどが反射材非着用状態で、発見遅れが原因による事故が多発しております。夜間等の運転時は「走行用前照灯いわゆるハイビームが基本」であること、歩行者、自転車利用者は「反射材を着用すること」が、いずれも県民に浸透していない現状が窺われます。

よって県警察といたしましては、夜間の交通事故防止対策といたしまして、「早めのライト・オン」に加えまして「ハイビームが基本」、「反射材の装着」を呼びかけるため、早め、ハイビーム、反射材の頭文字である「ハ」を用いまして、馴染みやすいネーミングでその必要性を認識していただこうと、「夜間の

交通事故防止笑顔で『ハ、ハ、ハ』運動」と銘打ちまして、関係機関・団体と連携を図りながら広報を強化しているところでございます。具体的には、県下一斉街頭監視活動でのチラシ、反射材の配布、バス・トラック協会等輸送関係団体への協力依頼、ホームページへの掲載、ラジオ広報、交通情報板での広報啓発を、また、高齢歩行者等に対しましては各種会合を通して、反射材の配布・着装を進めているところでございます。

今後ともあらゆる機会・広報媒体を通じて広報啓発活動を強化してまいり所存であります。